

○広域緊急配備等に関する協定の締結と運用について

平成 2 年 7 月 25 日

岩防犯発第 131 号

岩警務発第 63 号

岩刑事発第 92 号

岩警備発第 147 号

岩交通発第 92 号

警 察 本 部 長

訓令の概要

広域緊急配備要綱対象事件に至らない事件を認知した場合には、「広域緊急配備要綱の運用について」（昭和 56 年 5 月 15 日付、警察庁丙勤発第 13 号ほか）の 4 の（2）において、「隣接都道府県警察相互間の合意に基づき、積極的な運用を図ること」と規定されていることから、その実行を確保するため、本県警察と隣接する各県警察との協議を行い、協定を締結し、これをシステム化して、その円滑な運用を定めたもの。